

岐阜市における有識者との懇談会の開催について

令和４年２月２２日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、岐阜市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

なお、今回の懇談会は、オンライン方式により実施します。

１ 日 時

令和４年３月２日（水）１３：３０～１４：３０

２ 次 第

- (1) 業務説明（公正取引委員会中部事務所の活動状況等）
- (2) 懇 談（公正取引委員会に対する意見・要望等）

３ 出席者

- (1) 岐阜県中小企業家同友会 役員
- (2) 公正取引委員会事務総局中部事務所 所長

※ 今回の懇談会についての取材は、主宰者である所長が対応いたします。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所総務課
	電話 ０５２－９６１－９４２１（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/